

自己資本の充実の状況（単体）

自己資本比率（国内基準）

2019年度末	2018年度末
17.48%	17.99%

(注) 当金庫は、「労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁・厚生労働省告示第7号）」（以下、「自己資本比率告示」といいます。）により、自己資本比率を算定しています。
なお、当金庫は国内基準を採用しています。

「自己資本比率」とは

自己資本比率は、金融機関の自己資本の状況が適当であるかどうかを判断するための基準として、法令により定められた指標です。海外に営業拠点をもつ金融機関には国際統一基準と呼ばれる基準が、それ以外の金融機関には国内基準と呼ばれる基準が適用されます。

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本の額(コア資本に係る基礎項目の額(注1) - コア資本に係る調整項目の額(注2))}}{\text{信用リスク・アセットの額の合計額(注3) + オペレーショナル・リスク相当額} \times 12.5(注4)} \times 100$$

- (注) 1. 出資金、利益剰余金等の会員勘定、一般貸倒引当金の一定額等の合計額です。
2. 無形固定資産、繰延税金資産、自己保有の普通出資、労金連合会への普通出資等の合計額です。
3. 資産の各項目にリスク・ウェイトを乗じて得た額の合計額（含むオフ・バランス取引等）、CVA リスク相当額を8%で除して得た額、中央清算機関関連エクスポージャーの額の合計額です。
4. 8% (国際統一基準の所要自己資本比率)の逆数である12.5を乗じています。

①信用リスク・アセットの額の合計額の計算方法

「標準的手法」および「内部格付手法」のうち、当金庫は、「標準的手法」(注)を採用しています。

(注) 標準的手法……細分化されたリスク・ウェイトを資産に乗じて信用リスク・アセットを算出します。

主な資産のリスク・ウェイトは、抵当権付住宅ローンが35%、住宅ローン以外の個人向けローン(1億円以下)が75%です。また、事業法人向けローン、社債等のリスク・ウェイトは適格格付機関の格付等に応じて設定されたリスク・ウェイトが適用されます。

②オペレーショナル・リスク相当額の計算方法

「基礎的手法」、「粗利益配分手法」および「先進的計測手法」のうち、当金庫は、「基礎的手法」(注)を採用しています。

(注) 基礎的手法……粗利益の15% (直近3年の平均値) をオペレーショナル・リスク相当額とします。

国内業務のみを行う労働金庫においては、自己資本比率が4%に満たない場合、その満たない程度に応じて各種の行政措置が発動されます。これが「早期是正措置」とよばれるもので、最も厳しい措置は業務の停止命令です。

当金庫の自己資本比率は17.48%ですから、行政措置を受けることはありません。引き続き保有する資産が毀損するリスクを可能な限り抑え、一方で毀損に対する最終的な補てん原資である自己資本の充実につとめてまいります。

自己資本の構成に関する開示事項

(単位:百万円)

項 目	2019年度末	2018年度末
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積の永久優先出資に係る会員勘定の額	68,334	67,428
うち、出資金及び資本剰余金の額	4,949	4,952
うち、利益剰余金の額	63,742	62,814
うち、外部流出予定額(△)	△ 358	△ 338
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	1	0
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	1	0
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	68,335	67,428
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	73	83
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	73	83
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	73	79
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
労働金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	147	162
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	68,188	67,265
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	371,981	355,728
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	17,889	18,030
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	389,871	373,759
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)/(ニ))	17.48%	17.99%

「コア資本」とは

2014年3月末から適用されたパーゼルⅢの基準では、規制される自己資本を普通株式(普通出資)・内部留保等を中心とした「コア資本」と定義し、自己資本の質の向上を促しています。協同組織金融機関については、さらに優先出資をコア資本に算入することが認められており、普通出資+内部留保+優先出資+(△)調整・控除項目で構成されます。

「コア資本に係る基礎項目」とは

2013年度以降適用された告示では、コア資本に算入できる項目は「コア資本に係る基礎項目」として定められております。算入できる項目は、普通出資、非累積的永久優先出資および一般貸倒引当金等があげられ、2012年度までの旧告示において資本として認められていた劣後ローン等については算入できなくなりました(ただし、経過措置が設けられています)。

「出資金」とは

会員の皆様から出資いただいた金額で、万が一の際に当金庫が負う債務に対する最終的な引当てになる基本財産の額です。

「非累積的永久優先出資」とは

優先出資とは、剰余金の配当の支払順序が普通出資者よりも優先する出資ですが、配当可能剰余金の額が減少した場合には、あらかじめ約束された優先的配当の額を下回る配当となることがあります。

この場合に、下回った相当額を、翌期以降に繰延べして支払う「累積型」に対して、翌期以降に繰延べられないもののうち、満期のない社債型優先出資が「非累積的永久優先出資」とよばれるものです。

「資本剰余金」とは

「純資産」のうち「資本準備金」と「その他の資本剰余金」で構成されております。

「資本準備金」は、時価等での発行となる優先出資について、発行価額的全額または2分の1を出資金勘定とし、残額を出資金勘定とは別の準備金という枠組みに組み入れることができます。この準備金が「資本準備金」とよばれるものです。

「その他資本剰余金」は、債務免除益や国庫補助金などを計上する贈与剰余金や、自己株式の売却益などから成っており、資本準備金とともに資本剰余金を構成します。通常、ろうきんの取引から生ずることはありません。

「利益剰余金の額」とは

万が一の際の損失を補填するために留保している「利益準備金」及び「その他利益剰余金」から構成されています。

「利益準備金」は、労働金庫法第60条第1項の規定に基づき、当金庫が出資金の総額に達するまで毎事業年度の剰余金の100分の10に相当する金額以上の金額を、万が一の際の損失を補填するための準備金として積み立てている法定準備金を指します。

「特別積立金」は、当金庫が自己資本の充実を図り、より安定した事業活動を継続していくために、以下のとおり各目的で積み立てている積立金の合計額です。

- (1)金利変動準備積立金
市場金利の変動に耐えられる財務的な基盤を確保するための積立金のことです。
- (2)機械化積立金
事務処理などの機械化に伴う将来的な追加投資に耐え得る財務体質を作り上げるための積立金のことです。
- (3)配当準備積立金
配当に要する利益を計上できない場合に備えて、配当原資を確保するための積立金です。
- (4)経営基盤強化積立金
将来の支出増大などに備えて経営基盤強化に資するための積立金です。

「外部流出予定額」とは

当期の剰余金のうち、出資配当や利用配当のような形で会員の皆様へ還元することが予定されるものを指しています。

「上記以外に該当するものの額」とは

出資金や資本剰余金等以外のもの、たとえば処分未済持分や自己優先出資等の額が含まれます。

「一般貸倒引当金」とは

一般貸倒引当金は、特定の債権の貸倒に対して引き当てるというものではありません。貸出金の償却という特定の目的のための引当てという制約はありませんが、資産の部の単なる控除項目というよりは資本としての色彩が強いと見ることができ、自己資本の額として「コア資本に係る基礎項目」への算入が認められています。(算入上限は信用リスク・アセットの額の合計額の1.25%)

「土地の再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額」とは

労働金庫が保有している事業用土地を時価(公示地価等)で評価し、それまでの帳簿価額を上回った場合には、その「差額」を貸借対照表に有形固定資産として計上することが認められています。

2012年度までの旧告示では、この「差額」の45%は自己資本の補完的項目(Tier2)に算入することが認められていましたが、2013年度からの新告示では自己資本に算入できない取扱いとなりました。

ただし、この取扱いについては経過措置が設けられており、それを適用した場合、2014年3月31日から2024年3月30日までの10年間、各時点の「差額」の45%を基準とする算入可能額をコア資本へ算入(算入割合は年々減少)することが可能です。一方で、当該土地の信用リスク・アセットの額は、経過措置適用期間中は再評価額に基づいて計算した額を信用リスク・アセットの額の合計額に算入することになります。

「コア資本に係る調整項目」とは

2013年度以降適用された告示では、損失吸収力の乏しい資産や金融システム全体のリスクを高める資産等について、「コア資本に係る調整項目」として定め、コア資本から控除する扱いとなりました。算入される項目は、無形固定資産や前払年金費用、繰延税金資産等があげられます。

「のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額」とは

無形固定資産のうち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のその他無形固定資産(ソフトウェアやリース資産、電話加入権等)は、市場換金性が乏しく、いざという時に売却しても損失の吸収にあてることが事実上困難であることから、「コア資本に係る調整項目」としてコア資本から全額が控除されます。

「証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額」とは

証券化取引に伴う債権譲渡により売却益が発生した場合、売却収入から取引関連費用および売却原価を控除した額(税効果勘案後)が「証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額」です。

「前払年金費用の額」とは

退職給付会計では、年金資産の金額が退職給付債務の金額を上回る場合、前払年金費用として資産計上されますが、必ずしも金庫が損失の吸収のために自由にあてることができる財産ではないことから、「コア資本に係る調整項目」としてコア資本から控除されます。

「自己資本の額」とは

以上のコア資本に係る基礎項目の額からコア資本に係る調整項目の額を控除した金額が、自己資本比率計算で使う自己資本の額となります。

【自己資本調達手段の概要】

2019年度末の自己資本は、出資金及び利益剰余金等により構成されております。

なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

普通出資	①発行主体：新潟県労働金庫
	②コア資本に係る基礎項目の額に算入された額：4,949百万円

自己資本の充実度に関する事項

■信用リスク等に対する所要自己資本の額

(単位：百万円)

項 目	2019年度末		2018年度末	
	リスク・アセット (注1)	所要自己資本 (注2)	リスク・アセット (注1)	所要自己資本 (注2)
信用リスク (A)	371,981	14,879	355,728	14,229
標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー (注3)	349,292	13,971	336,872	13,474
ソブリン向け (注4)	34	1	20	0
金融機関向け	84,676	3,387	84,626	3,385
事業法人等向け	15,279	611	9,281	371
中小企業等・個人向け	195,466	7,818	187,701	7,508
抵当権付住宅ローン	39,556	1,582	41,180	1,647
不動産取得等事業向け	-	-	-	-
延滞債権 (注5)	652	26	190	7
その他 (注6)	13,625	545	13,870	554
証券化エクスポージャー (うち再証券化)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー (注7)	22,689	907	18,856	754
ルック・スルー方式 (注8)	22,689	907	18,856	754
マンドート方式 (注9)	-	-	-	-
蓋然性方式 (250%) (注10)	-	-	-	-
蓋然性方式 (400%) (注10)	-	-	-	-
フォールバック方式 (1250%) (注11)	-	-	-	-
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	-	-	-	-
他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	-	-	-	-
CVAリスク相当額を8%で除して得た額 (注12)	-	-	-	-
中央清算機関関連エクスポージャー (注13)	-	-	-	-
オペレーショナル・リスク (注14) (B)	17,889	715	18,030	721
リスク・アセット、総所要自己資本額 (A)+(B)	389,871	15,594	373,759	14,950

- (注) 1. 「リスク・アセット」とは、貸借対照表に記載された資産(債務保証見返を除く)に、その種類あるいは取引相手の信用リスクの度合いに応じて設定されたリスク・ウェイトを乗じて算定した額のことです。なお、当金庫では、適格格付機関の格付等に応じて設定されたリスク・ウェイトを使用する「標準的手法」を採用しています。
貸借対照表に記載されないコミットメントや金利関連取引などにも信用リスクをとるものがあります。上記同様、リスク・ウェイトを使ってリスク・アセットを計算することとなっています。
なお、貸借対照表に計上している労働金庫が行う債務保証の見返勘定はオフ・バランス取引として取り扱うことになっています。当金庫のオフ・バランスに係るリスク・アセットの額の大半は、公的な代理業務に付随して発生する債務保証に係るものです。
2. 「所要自己資本」はリスク・アセットの4%相当額です。
3. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等、リスクにさらされている資産等の金額のことです。
4. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、政府関係機関等のことです。
5. 「延滞債権」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーのことです。
6. 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャーのうち「その他」は、労働金庫連合会出資金、固定資産等です。
7. 「リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー」は、ファンド向けエクイティ出資について、エクスポージャーそのもののリスク・ウェイトが判定できない場合の取扱いです。この場合は、以下の8.～11.の順序により、それぞれの方式のリスク・ウェイトが適用されます。
8. 「ルック・スルー方式」は、エクスポージャーの裏付けとなる資産等に関する情報が一定の要件を満たした場合に適用が認められるものです。この方式では、その裏付けとなる資産等を当金庫自身が保有しているものとみなし、次の計算により算出される割合をリスク・ウェイトとして用います。
- $$\text{ルック・スルー方式} = \frac{\text{裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額}}{\text{裏付けとなる資産等を実際に保有する事業体の総資産の額}}$$
9. 「マンドート方式」は、ルック・スルー方式が適用できない場合に用いられる方式です。この方式では、エクスポージャーの裏付けとなる資産等の運用基準に基づいて、次の計算により算出される割合をリスク・ウェイトとして用います。
- $$\text{マンドート方式} = \frac{\text{裏付けとなる資産等の運用基準に基づき、信用リスク・アセットの総額が最大となるように算出したエクスポージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額}}{\text{裏付けとなる資産等を実際に保有する事業体の総資産の額}}$$
10. 「蓋然性方式」は、「ルック・スルー方式」「マンドート方式」が適用できない場合に用いられる方式です。この方式では、エクスポージャーのリスク・ウェイトが250%または400%であるという蓋然性が高いと推測する等の場合において、250%または400%をリスク・ウェイトとして用います。
11. 「フォールバック方式」は「ルック・スルー方式」「マンドート方式」「蓋然性方式」が適用できない場合に用いられる方式です。この方式では1250%をリスク・ウェイトとして用います。
12. 「CVAリスク」とは、クレジット・スプレッドその他の信用リスクに係る指標の市場変動により、CVA(デリバティブ取引について、取引相手方の信用リスクを勘案しない場合の評価額と勘案する場合の評価額との差額)が変動するリスクのことをいいます。
13. 「中央清算機関関連エクスポージャー」とは、デリバティブ取引等の中央清算機関(CCP)に対して発生するエクスポージャーのことで、担保など例外を除き、原則として信用リスク・アセット額の計算が必要となりました。
14. 「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスクのことです。当金庫では、基礎的手法により、リスク量を算定しています。
(基礎的手法の算定方法)
- $$\text{オペレーショナル・リスク} = \frac{\text{粗利益(直近3年間のうち粗利益が正の値)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \times 12.5$$

【金庫の自己資本の充実度に関する評価方法の概要】

2019年度末の当金庫の自己資本比率は17.48%であり、国内基準の4%を大きく上回っています。
 また、当金庫の自己資本は出資金・利益準備金・特別積立金等で構成されており、質・量ともに充実していると評価しております。
 当金庫は、金庫が直面する各種リスクを個別の方法で評価したうえで金庫全体のリスクの程度を判断し、金庫の経営体力（自己資本）と対比することによって管理する「統合的リスク管理」によって自己資本の充実度を評価しております。
 具体的には、市場リスク、信用リスク、オペレーショナル・リスクなどのリスクに対してリスク資本を配賦し、定期的に計測する各リスクのリスク量が配賦したリスク資本の範囲に収まっていることの確認を行っております。

信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

■信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高および主な種類別の内訳

〈地域別〉

(単位：百万円)

エクスポージャー区分	合 計												延滞エクスポージャー (注3)	
	2019年度末		2018年度末		貸出金等取引 (注1)		債 券		店頭デリバティブ取引		複数の資産を裏付とする資産 (ファンド等)			
地域区分	2019年度末	2018年度末	2019年度末	2018年度末	2019年度末	2018年度末	2019年度末	2018年度末	2019年度末	2018年度末	2019年度末	2018年度末	2019年度末	2018年度末
国 内	894,612	882,899	405,359	400,266	48,397	41,973	-	-	-	-	440,855	440,658	470	158
国 外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	894,612	882,899	405,359	400,266	48,397	41,973	-	-	-	-	440,855	440,658	470	158

〈業種別〉

(単位：百万円)

エクスポージャー区分	合 計												延滞エクスポージャー (注3)	
	2019年度末		2018年度末		貸出金等取引 (注1)		債 券		店頭デリバティブ取引		複数の資産を裏付とする資産 (ファンド等)			
業種区分	2019年度末	2018年度末	2019年度末	2018年度末	2019年度末	2018年度末	2019年度末	2018年度末	2019年度末	2018年度末	2019年度末	2018年度末	2019年度末	2018年度末
製 造 業	9,647	5,314	-	-	9,647	5,314	-	-	-	-	0	0	-	-
農 業、林 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
漁 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建 設 業	800	498	-	-	799	498	-	-	-	-	0	-	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業	1,401	1,401	-	-	1,401	1,401	-	-	-	-	-	0	-	-
情 報 通 信 業	310	-	-	-	310	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運輸業、郵便業	6,252	5,151	-	-	6,252	5,151	-	-	-	-	-	0	-	-
鉱業・小規模鉱業・鉱山・石油・石炭	2,833	1,409	-	-	2,833	1,409	-	-	-	-	0	0	-	-
金融業、保険業	431,047	430,147	-	-	2,106	1,503	-	-	-	-	428,940	428,643	-	-
不動産業、物品賃貸業	4,746	2,524	-	-	4,746	2,524	-	-	-	-	0	0	-	-
医 療、福 祉	269	263	269	263	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
サ ー ビ ス 業	162	139	61	39	100	100	-	-	-	-	0	0	-	-
国・地方公共団体	19,416	23,690	-	-	19,397	23,670	-	-	-	-	19	20	-	-
個 人	405,028	399,963	405,028	399,963	-	-	-	-	-	-	-	-	470	158
そ の 他	12,694	12,393	-	-	800	400	-	-	-	-	11,893	11,992	-	-
合 計	894,612	882,899	405,359	400,266	48,397	41,973	-	-	-	-	440,855	440,658	470	158

〈残存期間別〉

(単位：百万円)

エクスポージャー区分	合 計												延滞エクスポージャー (注3)	
	2019年度末		2018年度末		貸出金等取引 (注1)		債 券		店頭デリバティブ取引		複数の資産を裏付とする資産 (ファンド等)			
期間区分	2019年度末	2018年度末	2019年度末	2018年度末	2019年度末	2018年度末	2019年度末	2018年度末	2019年度末	2018年度末	2019年度末	2018年度末	2019年度末	2018年度末
期間の定めのないもの	58,081	58,393	32,619	32,366	-	-	-	-	-	-	-	-	25,461	26,027
1年以下	148,164	140,475	3,966	3,265	4,607	4,369	-	-	-	-	-	-	139,590	132,840
1年超3年以下	108,688	115,749	8,185	7,995	8,617	9,719	-	-	-	-	-	-	91,885	98,034
3年超5年以下	164,633	162,732	16,470	16,008	9,246	7,834	-	-	-	-	-	-	138,915	138,889
5年超7年以下	53,364	40,639	19,605	18,233	-	-	-	-	-	-	-	-	33,758	22,406
7年超10年以下	43,836	54,635	32,593	32,174	-	-	-	-	-	-	-	-	11,243	22,460
10年超	317,842	310,274	291,917	290,223	25,924	20,050	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	894,612	882,899	405,359	400,266	48,397	41,973	-	-	-	-	-	-	440,855	440,658

- (注) 1. エクスポージャー区分の「貸出金等取引」は、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引を含みます。
 2. エクスポージャー区分の「その他の資産等」とは、現金、預け金、労働金庫連合会出資金、固定資産等です。
 3. エクスポージャー区分の「延滞エクスポージャー」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーのことです。
 4. CVAリスク相当額および中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

■一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位：百万円)

区 分		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2019年度	0	1	-	0	1
	2018年度	0	0	-	0	0
個別貸倒引当金	2019年度	55	52	-	55	52
	2018年度	70	55	-	70	55
合 計	2019年度	55	53	-	55	53
	2018年度	70	55	-	70	55

「一般貸倒引当金」とは

将来、貸出金やそれに準じた債権が回収できなくなる可能性に備えて計上する引当金のことです。過去の貸倒実績から求めた予想損失率に基づいて算定した金額を貸借対照表上の資産の部にあらかじめ控除項目として表示(△)します。引当基準については、貸借対照表の注記事項をご覧ください。

「個別貸倒引当金」とは

借り手の資産状況や支払い能力からみて、貸出金やそれに準じた債権の相当部分が回収できないと見込まれることが明らかになった場合、その債権額の一部又は全部に相当する金額を計上する引当金のことです。貸借対照表上の資産の部にあらかじめ控除項目として表示(△)します。引当基準については、貸借対照表の注記事項をご覧ください。

■個別貸倒引当金および貸出金償却の残高等

(業種別)

(単位：百万円)

業 種 区 分	個 別 貸 倒 引 当 金										貸出金償却 (貸出金未収利息・ 与信関係仮払金含む)	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高		2019年度	2018年度
	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度		
製 造 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
農 業、林 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
漁 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建 設 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
情 報 通 信 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運 輸 業、郵 便 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金 融 業、保 険 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不動産業、物品賃貸業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
医 療、福 祉	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
サ ー ビ ス 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国・地方公共団体	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個 人	55	70	52	55	-	-	55	70	52	55	-	0
そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	55	70	52	55	-	-	55	70	52	55	-	0

(注) 当金庫では国外への融資を行っていないため、個別貸倒引当金および貸出金償却とも、すべて国内の残高です。

■リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

リスク・ウェイト区分	エクスポージャーの額					
	2019年度末			2018年度末		
	格付有り	格付無し	合 計	格付有り	格付無し	合 計
0%	-	55,771	55,771	100	60,811	60,911
10%	-	349	349	200	0	201
20%	4,533	423,283	427,816	3,525	423,034	426,560
35%	-	113,019	113,019	-	117,658	117,658
50%	20,056	20	20,077	12,471	22	12,493
75%	-	260,658	260,658	-	250,306	250,306
100%	4,109	11,393	15,503	2,106	11,491	13,597
150%	-	401	401	-	102	102
200%	-	-	-	-	-	-
250%	-	1,014	1,014	-	1,067	1,067
1250%	-	-	-	-	-	-
そ の 他	-	-	-	-	-	-
合 計	28,699	865,912	894,612	18,403	864,495	882,899

- 格付は、適格格付機関が信用供与に付与したものを使用しています。
- エクスポージャーは、信用リスク削減手法勘案後のリスク・ウェイトに区分しています。
- コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー（経過措置による不算入分を除く）、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
- 2019年度末より、国債等のあらかじめリスク・ウェイトが定められたエクスポージャーについては、格付の有無に係らず全て「格付無し」に分類しています。なお、2018年度末の計数には、この取扱いを遡及適用していません。

【信用リスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要】

当金庫では、信用リスク管理の基本方針を理事会で定め、全役職員に周知しています。また、融資商品・制度に係る要領等に関する研修を定期的に実施することにより、信用リスク管理の実効性を確保する態勢を整備しています。個別案件審査は営業推進部門から独立した審査部門が行うこととしており、適切な審査を行うための牽制機能を確認しています。

信用リスクの管理については、「与信信用リスク管理内規」を定めるとともに、貸出金等の自己査定を定期的実施することにより、信用リスクの把握につとめています。また、信用リスク管理の高度化に向け、分析のためのデータ整備を進めています。

信用リスクの管理状況については、定期的に統合的リスク管理委員会で協議しています。また、常務会および理事会に定期的に報告しています。

貸倒引当金は、「資産査定規程」に基づき以下のとおり計上しています。

＜正常先債権および要注意先債権＞

債権を一定の種類ごとに分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した予想損失額を引き当てています。

＜破綻懸念先債権＞

債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てています。

＜破綻先債権および実質破綻先債権＞

債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てています。

【リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称】

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下のとおりです。なお、エクスポージャーの種類による適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- ・(株) 格付投資情報センター (R&I)
- ・(株) 日本格付研究所 (JCR)
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
- ・S&Pグローバル・レーティング (S&P)

信用リスク削減手法に関する事項

■信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	2019年度末	2018年度末	2019年度末	2018年度末	2019年度末	2018年度末
ポートフォリオ						
ソブリン向けエクスポージャー	—	—	—	—	—	—
金融機関向けエクスポージャー	—	—	—	—	—	—
事業法人等向けエクスポージャー	—	—	—	—	—	—
中小企業等・個人向けエクスポージャー	10,244	10,659	—	—	—	—
抵当権付住宅ローン	—	—	—	—	—	—
不動産取得等事業向けエクスポージャー	—	—	—	—	—	—
延滞エクスポージャー	—	—	—	—	—	—
合 計	10,244	10,659	—	—	—	—

【信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続きの概要】

当金庫では「適格金融資産担保」を信用リスク削減手法として用いています。告示で定められた条件を確実に満たしている自金庫預金を「適格金融資産担保」としています。担保については、「融資事務基本規程」および関連要領に基づき適切な評価・管理を行っております。なお、信用リスク削減手法の適用は、簡便手法を用いています。

保証およびクレジット・デリバティブは、信用リスク削減手法として用いておりません。

出資等エクスポージャーに関する事項

■貸借対照表計上額および時価

(単位：百万円)

項 目	2019年度末		2018年度末	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	—	—	—	—
非 上 場 株 式 等	6	6	6	6
そ の 他	5,600	5,600	5,600	5,600
合 計	5,606	5,606	5,606	5,606

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいて算定しています。

2. 「その他」の区分には、労働金庫連合会出資金等を計上しています。
3. 投資信託に含まれる出資等のエクスポージャーは含んでいません。

■出資等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益の額

2019年度において、該当する取引はありません。

■貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

2019年度末において、出資等エクスポージャーにかかわる評価損益はありません。

■貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額

2019年度末において、出資等エクスポージャーにかかわる評価損益はありません。

【出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続きの概要】

子会社株式については、保有しておりません。関連会社株式については、有価証券に占める割合がごくわずかであり、リスクは限定されています。

「その他有価証券」については、定められたリスク量の範囲内で適切にリスク管理を行いながら有価証券運用を行うことを基本スタンスとして、「余裕金運用方針」で購入枠等を設定しています。運用方針については、資金運用委員会およびALM委員会で検討し、理事会の承認を受けています。期中の運用状況についても定期的に理事会に報告しています。

また、時価および適格格付機関の格付等を定期的に取得することにより、リスクの把握につとめています。

会計処理については、当金庫の「決算経理規程」および日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に基づき、適切に処理しています。

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

項 目	2019年度末	2018年度末
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	25,462	21,361
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

証券化エクスポージャーに関する事項

証券化エクスポージャーは保有しておりません。

金利リスクに関する事項

■金利リスク量

(単位: 百万円)

項目	2019年度末	2018年度末
VaR	8,509	7,036

■IRRBB (銀行勘定の金利リスク)

(単位: 百万円)

IRRBB1: 金利リスク		イ		ロ		ハ		ニ	
項番		△EVE		△NII					
		2019年度末	2018年度末	2019年度末	2018年度末				
1	上方パラレルシフト	10,275	10,482	1,020					
2	下方パラレルシフト	0	0	104					
3	スティープ化	5,071	5,387						
4	フラット化								
5	短期金利上昇								
6	短期金利低下								
7	最大値	10,275	10,482	1,020					
		ホ		ヘ					
		2019年度末		2018年度末					
8	自己資本の額	68,188		67,265					

- (注) 1. 金利リスクの算定手法の概要等は、「金利リスクの算定手法の概要」の項目に記載しています。
2. 「金利リスクに関する事項」は、平成31年金融庁・厚生労働省告示第1号(2019年2月18日)による改正を受け、2019年3月末から金利リスクの定義と計測方法等が変更になりました。ここに掲載した「IRRBB(銀行勘定の金利リスク)」表を含め、「金利リスクに関する事項」はこの告示の定めに基づき記載しています。なお、表中のイ、ロ、…の記号は告示の様式上に定められているものです。
3. 「△EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショック(金利リスク量を算定する時の市場金利の変動)に対する経済的価値の減少額として計測されるものです(経済的価値が減少する場合はプラスで表示)。
4. 「△NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12カ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものです(金利収益が減少する場合はプラスで表示)。
5. 2018年度末における計数を修正再表示しております。

【金利リスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要】

当金庫は、労働金庫連合会への預け金、会員及び間接構成員向け貸出、国債・社債を中心とした有価証券運用を主として資金運用を行っています。また、預金による調達を主として資金調達を行っています。これらの運用・調達から発生するリスクには、市場リスク(金利リスク、株価変動リスク、為替リスク)及び信用リスクなどがあります。このうち、金利リスクについては、預金・貸出金・有価証券等の金利感応資産・負債および金利スワップ等のオフ・バランス取引を対象にリスク量を計測しています。

金利リスクを含めた市場リスクはVaR計測による計量化を行い、配賦された資本額を超過することのないようモニタリングを行うとともに、市場リスク量は月次で計測・分析し、代表理事全員が参加する統合的リスク管理委員会、ALM委員会および理事会に報告しています。さらに、金利リスクについてはVaRのほか、銀行勘定の金利リスク(IRRBB)について経済的価値の変動額である△EVE及び金利収益の変動額である△NIIを四半期毎に計測しており、この計測結果も代表理事全員が参加するALM委員会および理事会に報告しています。

【金利リスクの算定手法の概要】

- 開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVE及び△NII並びに当金庫がこれに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項
 - 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期
2019年度末における流動性預金全体の金利改定の平均満期は4.523年です。
 - 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期
10年としています。
 - 流動性預金への満期の割り当て方法(コア預金モデル等)及びその前提
金利リスクの算定にあたり、普通預金などの満期のない流動性預金については、滞留期間を考慮したコア預金内部モデルを用いています。(注)
(注) コア預金とは、明確な金利改定期間がなく預金者の要求によって随時払出される要求払預金のうち、払出されることなく長期間金融機関に滞留する預金のことです。
推計値については定期的にバックテストを実施するなど、モデルの検証等は十分に行っています。
 - 貸出の期限前償還や定期預金の期限前解約に関する前提
貸出の期限前償還や定期預金の期限前解約に関する前提は金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
 - 複数通貨の集計方法及びその前提
IRRBBについては、2019年度末現在において調達通貨および運用通貨の全てが円建てであることから日本円を計測対象としています。
 - スプレッドに関する前提
スプレッド及びその変動は考慮していません。
 - 内部モデルの使用等、△EVE及び△NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提
コア預金や貸出の期限前返済、定期預金の早期解約については、過去の実績データを用いて推計しているため、実績値が大きく変動した場合、△EVE及び△NIIに重大な影響を及ぼす可能性があります。
 - 前事業年度末の開示からの変動に関する説明
2019年度末の△EVEは10,275百万円(2018年度末比△207百万円)となり、大きな変動はありません。
 - 計測値の解釈や重要性に関する説明
2019年度末における△EVEの計測値は、自己資本対比で15.069%であり、金融庁のモニタリング基準である20%を下回っています。当金庫における自己資本比率や保有有価証券の含み損益、期間収益の状況等、他の経営指標とのバランスを総合的に勘案し、健全性に問題のない水準にあるものと判断しています。
- 当金庫が、自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVE及び△NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する以下の事項
 - 金利ショックに関する説明
当金庫ではVaR(バリュー・アット・リスク)をリスク管理の主たる指標としています。金利ショックとして、過去5年間の金利データから算出した想定最大変化幅を採用しています。
 - 金利リスク計測の前提及びその意味(特に定量的開示の対象となる△EVE及び△NIIと大きく異なる点)
VaRは、保有期間1年(240日間)、信頼区間片側99%、観測期間5年間(1200営業日)の条件のもとで分散共分散法により算出しています。

オペレーショナル・リスクに関する事項

[オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要]

当金庫では、事務リスク・システムリスク・法務リスク・人的リスク・有形資産リスク・風評リスク・危機管理をオペレーショナル・リスクとして定義し、理事会で定めた経営管理方針および関連規程に基づいて管理しています。

事務リスクについては、事務手続の定型化・標準化等により規程類の整備を進めているほか、本部主管部による臨店指導や教育研修の実施などにより態勢整備をはかっています。

システムリスクについては、当金庫が委託している労働金庫総合事務センターが機能停止した場合でもバックアップセンターにより業務継続が可能な体制を確保するとともに、業務継続マニュアルの周知徹底や定期的な訓練実施のほか、セキュリティポリシーに基づく情報資産の適切な利用と保護のための安全対策を実施しています。

そのほか各オペレーショナル・リスクについては、年2回主管部による自己評価を行い、その内容を統合的リスク管理委員会と協議・検討して改善をはかっています。

[オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称]

当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算出しています。

派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

派生商品取引および長期決済期間取引に該当する取引はありません。

[派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要]

当金庫では、「資金運用規程」で、余裕金運用に係るデリバティブ取引は現物資産の価格変動リスクを抑制するヘッジ目的に限定することとしており、主体的に取組んでいる派生商品取引はありません。ただし、保有している投資信託に含まれている場合がありますが、購入枠を設定していることからリスクは限定されています。なお、余裕金運用以外では、以下の派生商品取引を利用しています。

・先物為替予約取引…将来の一定期日に一定の為替相場場で対価の受払いを約束する取引を先物為替予約取引といいます。当金庫では、お客様が預入している外貨定期預金について、お客様と為替予約（先物買い予約）を締結した場合に、同時に同期間の労働金庫連合会への外貨定期預け金に同額の為替予約（先物売り予約）を行うことで為替変動リスクを回避しています。

上記のとおり、派生商品取引等に係るリスクは限定的であることから、担保による保全およびリスク資本の割当については行っていません。また、長期決済期間取引の取扱いはありません。

業務実績

会員・出資金の内訳

区分	2019年度末			2018年度末		
	会員数	出資金額	出資割合	会員数	出資金額	出資割合
団 体 会 員	2,054	4,848	97.95	2,111	4,847	97.87
民間労働組合	804	1,899	38.37	820	1,895	38.26
民間以外の労働組合 及び公務員の団体	343	2,565	51.82	347	2,566	51.81
生活協同組合	16	76	1.53	16	76	1.53
その他の団体	891	307	6.20	928	308	6.21
個 人 会 員	4,209	101	2.04	4,396	105	2.12
合 計	6,263	4,949	100.00	6,507	4,952	100.00

主要な業務の状況を示す指標

(単位：百万円)

項 目	2019年度	2018年度
業 務 粗 利 益	8,100	9,055
業 務 粗 利 益 率	0.91%	1.03%
業 務 純 益	1,728	2,385
実 質 業 務 純 益	1,728	
コ ア 業 務 純 益	2,553	
コ ア 業 務 純 益 (投資信託解約損益を除く。)	2,553	
資 金 運 用 収 支	9,636	9,849
役 務 取 引 等 収 支	△ 1,055	△ 1,122
そ の 他 業 務 収 支	△ 479	327
資金運用勘定平均残高	885,652	873,439
資金運用収益(受取利息)	9,883	10,115
資金運用収益増減(△)額	△ 231	△ 137
資金運用利回り	1.11%	1.15%
資金調達勘定平均残高	826,342	815,015
資金調達費用(支払利息)	246	265
資金調達費用増減(△)額	△ 18	△ 37
資金調達利回り	0.02%	0.03%
資金調達原価率	0.80%	0.85%
資金利ざや	0.31%	0.30%
総資産経常利益率	0.17%	0.26%
総資産当期純利益率	0.14%	0.19%

(注) 1. 「業務粗利益」とは、預金、貸出金、有価証券などの利息収支を示す「資金利益」、各種手数料などの収支を示す「役務取引等利益」、債券などの売買益を示す「その他業務利益」の合計です。

$$2. \text{業務粗利益率} = \frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$$

3. 「業務純益」とは、「業務粗利益」から、「貸倒引当金繰入額」および「経費」を控除したもので、金融機関の基本的な業務の成果を示すといわれる利益指標です。なお、業務純益から控除する「貸倒引当金繰入額」は、貸倒引当金が全体として繰入超過の場合、個別貸倒引当金繰入額(または取崩額)を除きます。また、同じく「経費」は、退職給付費用のうち数理計算上の差異の償却額など臨時的な経費等を除きます。

4. 「実質業務純益」とは、業務純益に一般貸倒引当金繰入額を加えた利益指標です。

5. 「コア業務純益」とは、実質業務純益から国債等債券関係損益による一時的な変動要因を除いた利益指標です。

6. 「コア業務純益(投資信託解約損益を除く。)」とは、コア業務純益から投資信託解約損益を除いた利益指標です。

$$7. \text{資金利ざや} = \text{資金運用利回り} - \text{資金調達原価率}$$

$$8. \text{総資産経常利益率} = \frac{\text{経常利益(又は当期純利益)}}{\text{総資産(除く債務保証見返)平均残高}} \times 100$$

(又は総資産当期純利益率)

貸出金等に関する指標

■貸出金科目別内訳（平均残高）

(単位：百万円)

項 目	2019年度	2018年度
手形貸付	3,283	2,744
証書貸付	366,592	364,945
当座貸越	11,884	10,638
割引手形	-	-
合 計	381,760	378,328

■貸出金の固定金利・変動金利別内訳残高

(単位：百万円)

項 目	2019年度末	2018年度末
固定金利貸出金	66,987	67,522
変動金利貸出金	317,262	311,117
合 計	384,249	378,639

(注) 手形貸付、当座貸越は「固定金利貸出金」、固定金利選択型住宅ローンは「変動金利貸出金」としております。

■貸出金担保種類別内訳残高

(単位：百万円)

項 目	2019年度末	2018年度末
当金庫預金積金	10,242	10,657
有価証券	-	-
動 産	-	-
不 動 産	292,479	291,173
そ の 他	6	6
小 計	302,727	301,837
保 証	81,454	76,798
信 用	67	3
合 計	384,249	378,639

■債務保証見返勘定の担保種類別内訳残高

(単位：百万円)

項 目	2019年度末	2018年度末
当金庫預金積金	-	-
有価証券	-	-
動 産	-	-
不 動 産	-	-
そ の 他	-	-
小 計	-	-
保 証	-	-
信 用	3	4
合 計	3	4

■預貸率

(単位：%)

項 目	2019年度	2018年度
預貸率(期末値)	46.55	46.74
預貸率(期中平均値)	46.21	46.43

■貸出金使途別内訳残高

(単位：百万円、%)

項 目	2019年度末		2018年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
貸金手当対策資金	-	-	-	-
生活資金	69,557	18.10	64,458	17.02
カードローン	11,037	2.87	10,276	2.71
教育ローン	14,290	3.71	13,794	3.64
そ の 他	44,229	11.51	40,388	10.66
福利共済資金	44	0.01	29	0.00
運営資金	44	0.01	29	0.00
設備資金	267	0.06	262	0.06
生協資金	18	0.00	11	0.00
運営資金	18	0.00	11	0.00
設備資金	-	-	-	-
住宅資金	314,360	81.81	313,877	82.89
一般住宅資金	314,360	81.81	313,877	82.89
住宅事業資金	-	-	-	-
合 計	384,249	100.00	378,639	100.00

(注) 2018年度末における計数を修正再表示しております。

■貸出金貸出先別・業種別内訳残高

(単位：百万円、%)

項 目	2019年度末		2018年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
会 員 等	382,244	99.47	376,458	99.42
民間労働組合	106,509	27.71	104,330	27.55
民間以外の労働組合及び公務員の団体	60,787	15.81	61,506	16.24
消費生活協同組合及び連合会	18,520	4.81	14,344	3.78
その他の団体	196,410	51.11	196,258	51.83
《 間 接 構 成 員 》	《382,201》	《99.46》	《376,420》	《99.41》
個人会員	16	0.00	18	0.00
会 員 外	2,005	0.52	2,180	0.57
預金積金担保貸出	812	0.21	913	0.24
そ の 他	1,192	0.31	1,267	0.33
業 種 別 内 訳				
製 造 業	-	-	-	-
農 業、林 業	-	-	-	-
漁 業	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-
建設業	-	-	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-
情報通信業	-	-	-	-
運輸業、郵便業	-	-	-	-
卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業	-	-	-	-
金融業、保険業	-	-	-	-
不動産業、物品賃貸業	-	-	-	-
医療、福祉	250	0.06	251	0.06
サービス業	54	0.01	31	0.00
国・地方公共団体	-	-	-	-
個人	887	0.23	984	0.25
そ の 他	-	-	-	-
合 計	384,249	100.00	378,639	100.00

不良債権の状況

■リスク管理債権の状況

(単位：百万円)

項目	2019年度末	2018年度末
リスク管理債権合計(A)	2,538	2,053
破綻先債権	191	265
延滞債権	2,167	1,710
3カ月以上延滞債権	179	78
貸出条件緩和債権	-	-
保全額(B)	2,538	2,053
担保・保証等による回収見込額	2,485	1,997
貸倒引当金	52	55
保全率(B) / (A)	100.00%	100.00%
貸出金残高(C)	384,249	378,640
リスク管理債権比率(A) / (C)	0.66%	0.54%

2019年度末のリスク管理債権合計は25億38百万円で、貸出金残高3,842億49百万円に占める割合(リスク管理債権比率)は0.66%となっています。

リスク管理債権の内訳は、「破綻先債権」が1億91百万円、「延滞債権」が21億67百万円、「3カ月以上延滞債権」が1億79百万円となっています。なお、「貸出条件緩和債権」については、該当がありませんでした。

リスク管理債権合計25億38百万円に対して、担保・保証等による回収見込額が24億85百万円となっています。また、「貸倒引当金」を52百万円引き当てています。その結果、保全額は25億38百万円となり、リスク管理債権合計の100%をカバーしています。

「リスク管理債権」とは

何らかの理由により、返済されない等の貸出金のことで、現在、決算時に各金融機関が公表しているリスク管理債権には、「破綻先債権」「延滞債権」「3カ月以上延滞債権」および「貸出条件緩和債権」があります。

「破綻先債権」とは

借り手の倒産(個人の場合は自己破産も)などにより、ろうきんにとって、返済を受けることが困難になる可能性が高い貸出金のことです。

「延滞債権」とは

今後上記の「破綻先債権」となる可能性が大きい貸出金、あるいは法的・形式的な破綻の事実が発生していないものの、実質的には自己破産の状態に陥っている借り手の貸出金のことです。ろうきんにとっては、収入を生まない貸出金であり、「将来において償却すべき貸出金に変わる可能性の高い債権」ということとなります。

「3カ月以上延滞債権」とは

借り手に収入が入って来なくなる(会社の業績不振等)などの理由で、ろうきんが元金または利息の支払いを3カ月以上受けていない貸出金のことです。正常に返済される貸出金以上に、相当の注意をもって管理されることが求められる貸出金です。

「貸出条件緩和債権」とは

借り手の経営再建または支援を図り、貸出金の回収を促進することなどを目的として、貸出金利の減免や利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄など、借り手に有利となる取決めを行っている貸出金のことです。(ただし、借り手に有利な条件であっても、再建・支援目的でなければ、「貸出条件緩和債権」には該当しません。)貸出したお金は回収されることを前提としている点で、「破綻先債権」と異なります。

「担保・保証等による回収見込額」とは

リスク管理債権のうち、預金、有価証券および不動産等の確実な担保ならびに保証機関等の確実な保証先による保証により回収が可能と見込まれる金額です。

「貸倒引当金」とは

将来、債権が回収できなくなる可能性に備えて計上する引当金のことで、「個別貸倒引当金」と「一般貸倒引当金」があります。貸借対照表上の資産の部に予め控除項目として表示(△)します。

「個別貸倒引当金」とは、「破綻先債権」と「延滞債権」について、借り手の資産状況や支払い能力からみて債権の相当部分が回収できないと見込まれることが明らかになった場合、債権額の一部または全部に相当する金額を計上する貸倒引当金のことです。

「一般貸倒引当金」とは、「3カ月以上延滞債権」と「貸出条件緩和債権」について、過去の貸倒実績から求めた予想損失率に基づいて算定した金額を計上する貸倒引当金のことです。

なお、引当基準については、貸借対照表の注記事項をご覧ください。

■金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第7条の規定に基づく「資産の査定公表」

金融再生法に基づく資産査定等の状況は以下のとおりです。

(単位：百万円)

項目	2019年度末	2018年度末
金融再生法上の不良債権(A)	2,538	2,053
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	906	760
危険債権	1,452	1,215
要管理債権	180	78
保全額(B)	2,538	2,053
担保・保証等による回収見込額	2,485	1,997
貸倒引当金	53	55
保全率(B) / (A)	100.00%	100.00%
正常債権(C)	382,102	376,979
合計(D) = (A) + (C)	384,640	379,031
金融再生法上の不良債権比率(A) / (D)	0.66%	0.54%

(注) 1. 金額は決算後(償却後)の計数です。
2. 単位未満四捨五入しています。

「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは

総与信額(貸出金、外国為替、債務保証見返、与信関係未収利息・仮払金等融資関連の全科目)のうち、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由によって経営破綻に陥っている借り手に対する債権およびこれに準ずる債権のことです。

「危険債権」とは

総与信額(貸出金、外国為替、債務保証見返、与信関係未収利息・仮払金等融資関連の全科目)のうち、借り手が経営破綻の状態には至っていないものの、財務状態・経営成績が悪化して契約に従った債権の元本の回収と利息の受取りができない可能性が高い債権のことです。

「要管理債権」とは

貸出金のうち、上記の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」と「危険債権」を除いた「3カ月以上延滞債権」と「貸出条件緩和債権」の合計額のことです。

「正常債権」とは

総与信額(貸出金、外国為替、債務保証見返、与信関係未収利息・仮払金等融資関連の全科目)のうち、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」および「要管理債権」を除いたもので、借り手の財務状態および経営成績に特に問題がない債権のことです。

「担保・保証等による回収見込額」とは

「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」および「要管理債権」のうち、預金、有価証券および不動産等の確実な担保ならびに保証機関等確実な保証先による保証により回収が可能と見込まれる金額のことです。

「貸倒引当金」とは

将来、債権が回収できなくなる可能性に備えて計上する引当金のことで、「個別貸倒引当金」と「一般貸倒引当金」があります。貸借対照表上の資産の部に予め控除項目として表示(△)します。

「個別貸倒引当金」とは、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」と「危険債権」について、借り手の資産状況や支払い能力からみて債権の相当部分が回収できないと見込まれることが明らかになった場合、債権額の一部または全部に相当する金額を計上する貸倒引当金のことです。

「一般貸倒引当金」とは、「要管理債権」について、過去の貸倒実績から求めた予想損失率に基づいて算定した金額を計上する貸倒引当金のことです。

なお、引当基準については、貸借対照表の注記事項をご覧ください。

預金に関する指標

■預金種類別内訳（平均残高）

(単位：百万円)

項 目	2019年度	2018年度
流動性預金	298,262	286,120
定期性預金	514,941	516,640
譲渡性預金	12,899	12,011
その他の預金	2	12
合計	826,105	814,784

■定期預金の固定金利・変動金利別内訳残高

(単位：百万円)

項 目	2019年度末	2018年度末
固定金利定期預金	512,185	511,637
変動金利定期預金	244	233
その他	-	-
合計	512,429	511,871

■財形貯蓄残高

(単位：百万円、%)

項 目	2019年度末		2018年度末	
	残高	預金に占める割合	残高	預金に占める割合
一般財形	107,258	12.99	106,946	13.20
財形年金	47,612	5.76	49,247	6.08
財形住宅	7,224	0.87	7,597	0.93
合計	162,094	19.63	163,791	20.22

(注) 「預金に占める割合」の分母となる預金残高には譲渡性預金を含んでいます。

有価証券に関する指標

■有価証券の種類別・残存期間別の残高

(単位：百万円)

項 目	期間の定めなし	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超	合計	
							2019年度末
国債	2019年度末	-	4,599	8,001	-	7,220	19,822
	2018年度末	-	4,360	12,601	-	7,336	24,298
地方債	2019年度末	-	-	-	-	200	200
	2018年度末	-	-	-	-	104	104
短期社債	2019年度末	-	-	-	-	-	-
	2018年度末	-	-	-	-	-	-
社債	2019年度末	-	-	9,782	-	19,045	28,828
	2018年度末	-	-	4,928	-	13,671	18,599
貸付信託	2019年度末	-	-	-	-	-	-
	2018年度末	-	-	-	-	-	-
投資信託	2019年度末	21,304	-	793	3,324	-	25,421
	2018年度末	18,087	-	-	3,864	298	22,251
株式	2019年度末	6	-	-	-	-	6
	2018年度末	6	-	-	-	-	6
外国証券	2019年度末	-	-	-	-	-	-
	2018年度末	-	-	-	-	-	-
その他の証券	2019年度末	-	-	-	-	-	-
	2018年度末	-	-	-	-	-	-
合計	2019年度末	21,310	4,599	18,577	3,324	26,467	74,279
	2018年度末	18,093	4,360	17,529	3,864	21,411	65,260

■有価証券の種類別内訳（平均残高）

(単位：百万円、%)

項 目	2019年度		2018年度	
	平均残高	構成比	平均残高	構成比
国債	21,776	31.27	25,993	47.26
地方債	164	0.23	64	0.11
短期社債	-	-	-	-
社債	23,935	34.37	12,240	22.25
貸付信託	-	-	-	-
投資信託	23,755	34.11	16,696	30.35
株式	6	0.00	6	0.01
外国証券	-	-	-	-
その他の証券	-	-	-	-
合計	69,638	100.00	55,000	100.00

(注) 社債には公社公団債および事業債が含まれます。

■商品有価証券の種類別内訳（平均残高）

当金庫では、証券会社と同じように、国債をお客様に商品として販売しています。しかし、既に発行された国債などの有価証券を「商品有価証券」として手持ち在庫にかかえる売買業務、いわゆるディーリングは行っておりません。

■預証率

(単位：%)

項 目	2019年度	2018年度
預証率(期末値)	8.99	8.05
預証率(期中平均値)	8.42	6.75

有価証券の時価情報

ろうきんでは、預金としてお預かりした資金を主として住宅ローンや教育ローンなどに振り向け、勤労者の借入ニーズに応じていますが、その資金の一部については、国債等の有価証券の購入に充てています。

これらの有価証券については、毎決算期にその価額を適正に評価し、財務諸表に反映させなければなりません。

このため、保有する金融商品は時価会計に基づく決算を実施しています。金融商品会計に基づく情報については、貸借対照表の注記事項をご覧ください。

なお、時価会計を踏まえた、ここでの貸借対照表計上額は、あくまでも2019年度末現在の状況であり、今後変動していきます。確定(実現)した損益でないことをご理解ください。

■ 売買目的有価証券

売買目的有価証券は保有しておりません。

■ 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

項 目	2019年度末			2018年度末			
	貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額	
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	12,601	12,799	197	16,962	17,363	401
	小計	12,601	12,799	197	16,962	17,363	401
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	-	-	-	-	-	-
	小計	-	-	-	-	-	-
合 計	12,601	12,799	197	16,962	17,363	401	

- (注) 1. 時価は、事業年度末における市場価格等に基づいています。
2. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

■ 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式は保有しておりません。

■ その他有価証券

(単位：百万円)

項 目	2019年度末			2018年度末			
	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	債券	16,467	15,693	773	24,319	23,216	1,102
	国債	7,220	6,556	664	7,336	6,559	776
	地方債	104	100	4	104	100	4
	社債	9,141	9,037	104	16,878	16,557	321
	その他	3,742	3,234	508	10,995	9,910	1,085
	小計	20,210	18,928	1,281	35,315	33,127	2,188
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	債券	19,782	20,023	△ 240	1,721	1,723	△ 2
	国債	-	-	-	-	-	-
	地方債	96	100	△ 3	-	-	-
	社債	19,686	19,923	△ 236	1,721	1,723	△ 2
	その他	21,679	22,228	△ 549	11,255	11,450	△ 195
	小計	41,462	42,251	△ 789	12,976	13,174	△ 198
合 計	61,672	61,179	492	48,292	46,301	1,990	

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、事業年度末における市場価格等に基づき時価により計上したものです。
2. 社債には公社公団債および事業債が含まれます。
3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

■ 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券の主な内容および貸借対照表計上額

(単位：百万円)

項 目	2019年度末	2018年度末
非 上 場 株 式	6	6
合 計	6	6

金銭の信託の時価情報

金銭の信託は保有しておりません。

金融先物取引等・デリバティブ取引・先物外国為替取引等

2019年度において、該当する取引はありません。

その他の業務に関する指標

■ 公共債窓口販売実績

(単位：千円)

項 目	2019年度	2018年度
国 債	772,720	211,030

■ 投資信託窓口販売実績

(単位：千円)

項 目	2019年度	2018年度
投 資 信 託	49,899	15,129

連結情報

連結対象となる子会社等は保有しておりません。